

第3回 那須烏山市農業委員会総会議事録

日 時 令和6年3月21日

午後2時00分

場 所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室

那須烏山市農業委員会

<p>1. 開催日時 令和6年3月21日(木) 午後2時00分～午後2時58分</p> <p>2. 開催場所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室</p> <p>3. 出席委員(17人) 会長：9番 関 閣夫 職務代理者：19番 塩野目 富夫 委員：2番 田中 雄二、3番 栗野 隆夫、4番 仲澤 清一、5番 興野 礼子、6番 大野 覚文、7番 齋藤 勉、8番 川上 恵、10番 小川 雄三、11番 奥畑 智子、12番 小川 祥一、13番 中村 東、14番 堀江 恒夫、15番 石岡 幸雄、16番 荒井 喜代子、17番 黒須 明</p> <p>4. 欠席委員(1人) 18番 相吉澤 宏</p> <p>5. 出席推進委員(0人)</p> <p>6. 議事日程 日程第1 議事録署名人の指名について 日程第2 追加報告第1号 職員の任免について 日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 日程第4 議案第3号 非農地判断願出による非農地通知の交付について 日程第5 議案第4号 那須烏山市農用地利用集積計画(第266号)の承認について 日程第6 議案第5号 那須烏山市農用地利用集積計画(第267号)の承認について 日程第7 議案第6号 令和6年度農作業標準賃金の設定について 日程第8 議案第7号 畑地化促進事業に係る事業実施について</p> <p>7. 農業委員会事務局職員 事務局長 相ヶ瀬 一彦、係長 中山 崇、主査 大橋 伴美</p> <p>8. その他の出席者 農政課農業振興グループ 課長補佐 江守 浩史</p> <p>9. その他 新型コロナウイルス対策のため、出席者を制限して開催した。</p>	
<p>事務局長(相ヶ瀬)</p>	<p>ただいまから令和6年第3回総会を開会いたします。先ずは、関 閣夫 会長にご挨拶をお願いいたします。</p>
<p>会長(関)</p>	<p>< 開会前のあいさつ ></p>
<p>事務局長(相ヶ瀬)</p>	<p>本日、18番 相吉澤 宏 委員より欠席の届出がありましたので、報告いたします。出席委員は、18名中17名で定数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、那須烏山市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行は、関 閣夫 会長をお願いいたします。</p>
<p>会長(関)</p>	<p>直ちに会議を開きます。(午後 2時 00分)</p>

議長	ここで、追加報告案件が1件ありますことを申し上げます。議事日程の朗読をお願いします。
事務局長（相ヶ瀬）	< 議事日程の朗読 >
議長	経過報告をお願いします。
事務局長（相ヶ瀬）	< 経過報告を朗読、議案第2号は令和6年3月19日付け取下願を同日付けで受理した旨を説明 >
議長	これより議事に入ります。日程第1 「議事録署名人の指名について」 を議題といたします。併せて、会議書記の指名を行います。那須烏山市農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、議事録署名委員は 4番 仲澤 清一 委員、5番 興野 礼子 委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の 中山 崇 氏 と 大橋 伴美 氏 を指名いたします。 次に、日程第2 追加報告第1号 「職員の任免について」 の報告書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 追加報告第1号 報告書の朗読 >
議長	事務局の説明をお願いいたします。
事務局長（相ヶ瀬）	< 人事異動に伴う説明 >
議長	以上、この件について何かご質問等ありましたらお願いいたします。
	< 質疑なし >
議長	ないようですので、次に、日程第3 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。

事務局（大橋）	<p>< 議案第1号 議案書の朗読 ></p>
議長	<p>まずは、整理番号1番及び3番について、調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、5番 興野 礼子 委員をお願いいたします。</p>
5番 興野 礼子 委員	<p>3月20日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号1のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、デントコーン。農業従事年数及び農業形態、約12年。専業農家、酪農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター5台、ロールベアラー1台、ホイールローダー1台、コーンハーベスター1台。取得地への通作距離、約0.5km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田145a、畑154a、計299a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われまゝ。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号3番について、10番 小川 雄三 委員をお願いいたします。</p>
10番 小川 雄三 委員	<p>3月16日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号3のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、ナス、キュウリ、トマト他を作付予定。農業従事経験及び農業形態、農作業歴約2年。自宅の前の土地で野菜を作っているそうです。非農家。農機具・家畜の保有状況、管理機1台。取得地への通作距離、約10m。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われまゝ。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。</p>
議長	<p>< 質疑なし ></p>
議長	<p>ただいま上程中の、議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 中、整理番号1番及び3番については、質疑がないようですので申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りします。</p>

議長	<p>< 異議なしの声 ></p> <p>異議なしと認め、日程第3 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 中、整理番号1番及び3番については、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>議案第1号 整理番号2番の審議については、農業委員会等に関する法律に議事参与の制限が規定されておりますので、7番 齋藤 勉 委員は一時退席をお願いいたします。</p> <p>休憩いたします。 (午後 2時 15分)</p>
議長	<p>< 7番 齋藤 勉 委員退席 ></p> <p>再開いたします。 (午後 2時 16分)</p> <p>それでは、調査委員の報告をお願いいたします。整理番号2番について、6番 大野 覚文 委員をお願いいたします。</p>
6番 大野 覚文 委員	<p>3月16日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号2のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、サツマイモ、カボチャ、馬鈴薯他を作付予定。農業従事経験及び農業形態、農作業歴約20年。非農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター1台、耕運機1台、油圧ショベル1台。取得地への通作距離、約2km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>< 質疑なし ></p>
議長	<p>ただいま上程中の、議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 中、整理番号2番については、質疑がないようですので申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りします。</p> <p>< 異議なしの声 ></p>
議長	<p>異議なしと認め、日程第3 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 中、整理番号2番</p>

<p>(議長)</p>	<p>については、申請のとおり許可することに決定いたしました。7番 齋藤 勉 委員の復席を求めます。休憩いたします。(午後 2時 20分)</p>
<p>議長</p>	<p>再開いたします。(午後 2時 21分) 7番 齋藤 勉 委員に申し上げます。日程第3 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」中、整理番号2番については、申請のとおり許可することに決定いたしました。 議案第2号については、報告のとおり取り下げられましたので、次に、日程第4 議案第3号 「非農地判断願出による非農地通知の交付について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。</p>
<p>事務局(大橋)</p>	<p>< 議案第3号 議案書の朗読 ></p>
<p>議長</p>	<p>調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、12番 小川 祥一 委員をお願いいたします。</p>
<p>12番 小川 祥一 委員</p>	<p>3月13日に、担当推進委員と調査を行いましたので、その内容を報告いたします。申請人、申請地は議案第3号 整理番号1のとおりです。調査方法、現地に関係書類等を見て確認。土地の履歴、平成4年4月 売買により取得。非農地になった時期、経緯、及び現在の利用状況、申請地は、蚕の餌を作る桑畑として利用していたが、平成16年頃から不耕作となり、樹木等が繁茂して山林の状態となり、現在に至る。直近の利用状況調査結果、該当なし。周辺農地への影響等、農振法上の農用区域の該当、なし。集团的まとまりのある農地の中の農地の該当、なし。地域における農地の効率的・総合的利用の支障、なし。その他 納税猶予制度、農業者年金制度の適用、該当なし。遊休農地の判断、B分類。調査の結果、農地への復元が著しく困難であるB分類と思われるため、農業委員会が非農地と判断し、その旨を通知することは相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>< 質疑なし ></p>
<p>議長</p>	<p>ただいま上程中の 議案第3号 「非農地判断願出による非農地通知の交付について」 は、質疑がないようですので、願出のとおり交付することに決定してよろしいかお諮りいたします。</p>

議長	<p>< 異議なしの声 ></p> <p>異議なしと認め、日程第4 議案第3号 「非農地判断願出による非農地通知の交付について」 は、願出のとおり交付することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第5 議案第4号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第266号）の承認について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。</p>
事務局（大橋）	<p>< 議案第4号 議案書の朗読 ></p>
議長	<p>内容について、事務局から説明していただきます。</p>
事務局（中山）	<p>議案第4号 那須烏山市農用地利用集積計画（第266号）の承認について、ご説明いたします。本案については、那須烏山市農用地利用集積計画における「利用権の設定」について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律 令和4年法律第56号 附則第5条の規定に基づく改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市から農業委員会に対して、承認申請があったものです。今回承認申請のあった、那須烏山市農用地利用集積計画（第266号）については、新規23件、更新31件です。利用権の設定を受ける者18名、利用権を設定する者51名です。利用権の設定面積は、314,935㎡です。令和5年度累計は、1,519,504㎡です。設定内容及び設定を受ける者の経営状況等については資料のとおりです。なお、本計画は、令和6年3月29日公告予定です。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。</p>
議長	<p>< 質疑なし ></p>
議長	<p>ただいま上程中の、議案第4号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第266号）の承認について」 は、質疑がないようですので、計画のとおり承認することとしてよろしいか、お諮りいたします。</p>
議長	<p>< 異議なしの声 ></p> <p>異議なしと認め、日程第5 議案第4号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第266号）の承認について」 は、計画のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第6 議案第5号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第267号）の承認について」 を議題といたします。</p>

(議長)	議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局 (大橋)	< 議案第5号 議案書の朗読 >
議長	内容について、事務局から説明していただきます。
事務局 (中山)	議案第5号 那須烏山市農用地利用集積計画 (第267号) の承認について、ご説明いたします。本案については、那須烏山市農用地利用集積計画における「農地中間管理権の設定」について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律 令和4年法律第56号 附則第5条の規定に基づく改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市から農業委員会に対して、承認申請があったものです。出し手と受け手のマッチングが整っておりますので、「農用地集積計画一括方式」にて、同時に賃借権の設定を行います。今回承認申請のあった、那須烏山市農用地利用集積計画 (第267号) については、新規23件、利用権の設定を受ける者1名、利用権を設定する者23名、面積76,848㎡です。令和5年度累計は、80,668㎡です。設定内容等の詳細については資料のとおりです。なお、本計画は、令和6年3月29日公告予定です。
議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
	< 質疑なし >
議長	ただいま上程中の、議案第5号 「那須烏山市農用地利用集積計画 (第267号) の承認について」 は、質疑がないようですので、計画のとおり承認することとしてよろしいか、お諮りいたします。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第6 議案第5号 「那須烏山市農用地利用集積計画 (第267号) の承認について」 は、計画のとおり承認することに決定いたしました。 次に、日程第7 議案第6号 「令和6年度農作業標準賃金の設定について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局 (大橋)	< 議案第6号 議案書の朗読 >

議長	内容について、事務局から説明していただきます。
事務局長（相ヶ瀬）	< 別紙（案）により内容説明 >
議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
	< 質疑なし >
議長	質疑がないようですので、議案第6号 「令和6年度農作業標準賃金の設定について」 は、別紙（案）のとおり設定することに決定してよろしいか、お諮りいたします。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第7 議案第6号 「令和6年度農作業標準賃金の設定について」 は、別紙（案）のとおり設定することに決定いたしましたので、（案）を削除してください。 次に、日程第8 議案第7号 「畑地化促進事業に係る事業実施について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第7号 議案書の朗読 >
議長	内容について、農政課農業振興グループ担当職員から説明していただきます。
農業振興グループ（江守）	< 別紙資料により内容説明 >
議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
12番 小川 祥一 委員	うちの方で、土地改良するための前段階として高収益作物のサツマイモを試験的にやろうと話し合っているのですが、該当する事業があればお知らせいただけるとありがたいです。
4番 仲澤 清一 委員	確認なのですが、資料の②は令和5年に報告があった案件ですか。

農業振興グループ（江守）	昨年、申請の要望があったのですが、要件等を検討した結果、申請を取り下げることとなりました。今回、新たに面積の拡大をする要望があり、申請に至りました。元々資料の①と②の両地域で、令和5年に報告した内容とほぼ同じです。
4番 仲澤 清一 委員	全国で1、2カ所しか指定されず、面積も20町歩から30町歩くらいのところが有利に働くなど、非常に難しいと聞いたので、実施していただければありがたいと思います。ただ、面積が大きくなってくると土地改良区そのものがかなりダメージを受けて厳しくなってくるので、その辺をうまくやっていただきたいです。
7番 齋藤 勉 委員	個人の水田で用水供給設備を残して畑地化する場合は、対象外ですか。
農業振興グループ（江守）	申請は農地の集積・集約化が大きなポイントで、加えて面積要件などもあり、申請しても必ずしも採択されるわけではありません。
7番 齋藤 勉 委員	どれくらいの面積が必要なんですか。
農業振興グループ（江守）	ポイント要件があり、概ね7haあるとポイントが高くなります。
2番 田中 雄二 委員	この事業はデントコーンでやるんですか。
農業振興グループ（江守）	はい。畑地化支援は高収益作物と畑作物の2つに分かれておりまして、畑作物として飼料作物を行うと話を伺っております。
13番 中村 東 委員	土地改良区決済金の対象地というのはどういう意味ですか。
農業振興グループ（江守）	南那須土地改良区に入っているのです、そこと協議が必要な場所となっております。
13番 中村 東 委員	上限10a25万円はどこから出るんですか。
農業振興グループ（江守）	事業が採択となった場合は、国から関係機関を経てお金が入り、それから土地改良区へ入金となります。25万円はあくまで上限の数字で、土地改良区で算出した金額で申請する形です。
13番 中村 東 委員	事業が採択となった場合、土地改良区の他に、申請した●●●さんの方にも25万円が支払われるんですか。

農業振興グループ（江守）	土地改良区を抜けた方に対する補填なので、土地改良区に入るだけで、●●●さんの方には入らないです。
4番 仲澤 清一 委員	お願いなのですが、土地改良区としては、除外申請の検討をするため現場を確認したり、地区委員会や理事会にかけたりして許可を出すのですが、非常に時間が限られた中で行っているの、早めのうちに農政課から連絡があればありがたいです。
議長	それでは、質問、意見等は以上のようなので、ここまでに出た意見を那須烏山市農業委員会の意見とすることにより、しいか伺います。
	＜ 異議なしの声 ＞
議長	異議なしと認め、日程第8 議案第7号 「畑地化促進事業に係る事業実施について」 の那須烏山市農業委員会の意見は、前述のとおりといたします。
	以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしましたので、閉会といたします。
	(午後 2時 58分)
	上記会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。
	令和6年3月21日
	議長
	4番
	5番